平成２３年（フ）第１７号
三重県鈴鹿市野町東１丁目11番13号　アッファビーレ東山101号室、申立時の住所三重県鈴鹿市桜島町４丁目13番地の１　ダイアパレス鈴鹿桜島901号
破産者　須賀　哲也
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１７４号
三重県鈴鹿市末広南３丁目５番６号
破産者　藤田　和三
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４６号
岡山市中区西川原37番地１
破産者　光緑地産業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３号
広島県三原市糸崎７丁目８番33号
破産者　有限会社栄進丸水産
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第７５５号
千葉市若葉区桜木３丁目24番４号　プレミールさくらぎ205号
破産者　吉田　和彦
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５７号
千葉県船橋市前原西１丁目25番15―803号
破産者　千田　好明
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２７５号
千葉市稲毛区長沼町82番地６　エメロード長沼302号
破産者　鈴木　浩司
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４６１号
千葉県市川市鬼高２丁目６番１号　あおばハイツ101号
破産者　野沢　正久
1　決定年月日　平成24年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１６６号
千葉県浦安市今川２丁目８番36号　ペアライフⅠ―202
破産者　中川　　茂
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２７９号
福島県いわき市常磐上湯長谷町梅ケ平４番地
破産者　常磐縫製工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２３年（フ）第１５６４号
千葉県銚子市犬吠埼9575番地
破産者　有限会社観光センターみさき亭
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６５号
千葉県旭市ニの1902　スミトモハイツ201号室、住民票上の住所千葉県銚子市外川町４丁目11199番地
破産者　加瀬　　茂
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４１号
千葉県松戸市六高台８丁目137番地の１　エスポワール中川105号、開始決定時の住所千葉県柏市藤ケ谷1777番地15
破産者　大畑　　勉
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１０号
千葉県松戸市小金上総町18番地１
破産者　株式会社データンク
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８１１号
千葉県松戸市六高台８丁目148番地の１
破産者　佐藤　博光
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１５６５号
東京都あきる野市秋川４丁目12番地４私市ビル
破産者　有限会社大住
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５６６号
東京都あきる野市牛沼27番地１マウンテン秋川ハイツ203号
破産者　滝本　幸一
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５７５号
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目３番15号
破産者　有限会社モリ・ナヲミ
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５７６号
東京都町田市本町田2379番地公社住宅ホ１―306
破産者　森山　健市
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第４１９２号
大阪市東住吉区駒川２丁目１番35号
破産者　株式会社佐藤工務店
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７００号
大阪府泉大津市板原町５丁目２番11号
破産者　豊建設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年３月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部